

平成 21 年 7 月 29 日

株主各位

東京都中央区築地七丁目 3 番 1 号  
日商エレクトロニクス株式会社  
代表取締役 大橋 文雄

定款変更に関する公告（全部取得条項設定に関する事項）  
および全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告

当社は、平成 21 年 7 月 28 日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および同日開催の当社普通株主様による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることといたしましたので、公告いたします。当該定款変更の効力は、平成 21 年 9 月 4 日に発生いたします。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得の特別決議に基づき、平成 21 年 7 月 28 日開催の取締役会において平成 21 年 9 月 3 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主様（但し、当社を除きます。）をもって、平成 21 年 9 月 4 日を取得日としてその所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式 1 株につき新たに発行する当社 A 種種類株式を 720,325 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めましたので、公告いたします。

以 上